



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No. 153

2011
Feb.

2

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料 1部 100円

会員は会費に含まれています。

奈良 県の自閉症支援体制の 確立を

現在、内閣の下に設けられた、障がい者制度改革推進会議での話し合いが精力的に行われています。平成23年1月31日、第2回障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会。1月25日には第11回総合福祉部会。2月より、第2期の作業チームがスタートしました。その中で、平成23年1月27日(木)15:00~中央合同庁舎5号館共用第8会議室(6階)において、障害年金の認定(知的障害等)に関する専門家会合(第1回)が行われています。資料も含め厚生労働省のホームページからみることが出来ます。ここでは、自閉症(発達障害)についての認定基準が新設されることが決まったようです。

○知的障害年金: 認定基準を明確化
発達障害は新設――厚労省方針
厚生労働省は、知的障害者の受給する障害年金の等級認定基準を見直し、明確化する方針を決めた。「基準があいまい」との指摘を受け、食事の介助の程度や会話能力などを示す。また、これまで知的障害の基準が適用されてきた発達障害の認定基準を新たに設け、コミュニケーション能力などを例示する。専門家の意見を踏まえて、来年度に関連通知などを改正する。現行の認定基準は、身体障害は視覚障害の場合、1級は

「両眼の視力の合計が0.04以下」となどと具体的。しかし、知的障害については、1級(月額8万2508円)が「日常生活への適応が困難で、常時介護を要する」、2級(同6万6008円)は「日常生活における身の回りの処理にも援助が必要」とされ、「認定医次第で結果が大きく異なる」と指摘されていた。同省の素案では、現行の表現に加え、「食事や身の回りのこと」をするのに1級の場合は「全面的援助」、2級は「一部の援助」を必要とすることが盛り込まれた。会話による意思疎通に関しては、1級で「不可能か著しく困難」、2級は「簡単なものに限られる」との例示を加える。また、自閉症といった発達障害は、対人関係や意思疎通に難があり日常生活が不便とされ、知的障害を伴わない場合も少なくない。これまでは知的障害の基準が適用され、「障害特性を反映できない」との意見があった。素案では、1級は「コミュニケーション能力が欠如し、著しい異常行動がみられるため、日常生活への適応が困難で常に援助が必要」、2級は「コミュニケーション能力が乏しく、異常行動がみられるため、日常生活への適応に援助が必要」とした。【野倉恵】(1月28日毎日新聞より)こんな中、21日午後2時15分ごろ次の見出しの事件があったようである。「母子が飛び降り未遂 - 奈良市

役所屋上で警察が保護」22日奈良新聞「奈良市役所屋上で母子が自殺騒ぎ長男への体罰主張し「死をもって抗議」」産経「母子飛び降り騒ぎ

建造物侵入容疑で逮捕 学校対応に抗議?」朝日新聞。各紙の共通する内容から、特別支援学級に通う自閉症の息子が体罰を受けたことに対する学校・市教委の対処を巡っての母親の抗議行動であったようだ。ここに至った詳細はよく分からないが、担当教諭の自閉症の障害特性理解の不足、及び学校の自閉症に対する合理的配慮が適切になされていないことを示しているように思います。本人の障害特性を踏まえた教育の実践や支援をすることもさることながら、適切な親、家族への支援や配慮が行われていたかが問われると思います。親との信頼関係の無いところでは教育効果はあがらないと思います。今後の学校・奈良市教委の対応を見守りたいと思います。奈良県も以下のような兵庫県や群馬県に負けない自閉症支援に取り組んで欲しいと思います。(河村)

○兵庫県: 「発達障害」の子供 支援の包括的計画策定へ…兵庫県は来年度、自閉症や学習障害(LD)など「発達障害」の子供について、早期発見から支援につなげる包括的計画の策定に乗り出す。発達障害を巡っては、05年施行の発達障害者支援法に基づき、地方自治体に支援

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎日発行

態勢の整備が要請されてきたが、都道府県による計画策定は全国初という。

発達障害の発見は一部自治体を除き、1歳半と3歳の検診で実施。しかし統一した方法はなく、精度の高さを疑問視する声もある。3歳児検診後の支援態勢も十分とはいえず、発達障害の子供やその保護者のフォローが課題となっている。

県は、来年度策定予定の健康促進に向けた総合計画で、発達障害対策の計画を盛り込む考え。早期発見のために06年に導入した独自マニュアルを、最新の研究成果などを参考に精度の高いものに改定。発達障害と分かった就学前の子供の支援のほか、保護者向けの定期的な相談体制の整備を検討している。専門医や民間支援団体、相談窓口などの情報のデータベース化や、支援拠点施設の開設なども検討する。

また、注意欠陥多動性障害(ADHD)やLDなど、幼稚園や保育園での集団生活で発見されることが多いケースでは、情報の伝達方法や支援のあり方なども定める方針だ。

県内の市町による09年度の検診で、発達障害を疑うケースは1歳半で1091人(受診者の5.1%)、3歳で1207人(同5.6%)だった。文部科学省の02年の調査では、小中学生の6.3%に発達障害の可能性があるとされている。

厚生労働省によると、発達障害対策では、鳥取県が早期発見を目的に5歳児検診に取り組んでいるが、都道府県による包括的計画の策定は「聞いたことがない」という。

発達障害に詳しい十一元三(といちもとみ)・京都大大学院教授(児童・青年精神医学)は「計画策定はいいことだが、付け焼き刃のシステムにならないよう、専門家など人材の育

成も同時並行で進める必要がある」と話している。【石川貴教】(毎日新聞 2011年1月19日より)

○高崎市：発達障害を総合支援 4月にセンター開設――0歳から中学生まで /群馬

高崎市は18日、発達障害のある子どもや、発達に不安のある子どもと保護者を支援する「市こども発達支援センター」を4月に開設すると発表した。市によると、0歳児から中学生までを総合的に支援する県内初のセンターという。発達障害は、精神疾患などの2次障害や引きこもりなどを引き起こす可能性があると考えられ、早期の発見・支援が重要とされている。同市は子ども施策についてこれまで、市長部局の健康課と保育課、市教育委員会がそれぞれ個別に実施してきたが、発達障害については「一貫した総合的な支援が必要」と判断した。センターの陣容は

所長をトップに保健師、保育士、教員、臨床心理士、作業療法士など9人程度を予定。主な支援策として▽専門家による相談の受け付け▽保育園・幼稚園、小中学校を巡回訪問し、発達障害児の把握や教員への助言▽幼稚園や小中学校の教員など発達障害児にかかわる人への研修▽地域のネットワーク構築――などに取り組んでいくという。【増田勝彦】毎日新聞 2011年1月19日地方版

○NPO法人奈良県自閉症協会としてグループホームなどが設立できる様になります。
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム)は、社会福祉法人に加え、NPO法人も補助対象とする。・施設入所支援は、これまでどおり社会福祉法人のみ対象とする。・申請

は、社会福祉法人・NPO法人とも各都道府県・指定都市・中核市に申請する。・設置者は、2月上旬から建設計画、資金計画、土地の確保状況等を明らかにした事業計画書を提出し、内容の審査を受ける。・3月上旬から各都道府県・指定都市・中核市と厚生労働省が国庫補助協議を行う。・民主党政権の今年度予算が成立すれば、5月～6月に内示をする。・費用は、国が2分の1を補助、自治体が4分の1を補助、社会福祉法人・NPO法人が4分の1を負担(以上衆議院議員村井宗明メールマガジンより)

◎先頃皆様をお願いしていた中教審へのパブリックコメント募集にに対し、社団法人日本自閉症協会としてまとめた意見書です。お知りおきください。(河村)
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 様<中央教育審議会パブ

リックコメント> 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理についての日本自閉症協会の意見 日本自閉症協会 石井哲夫…平素より障害のある児童生徒の教育の充実にご尽力いただき感謝申し上げます。この度の特別支援教育の在り方に関する特別委員会の協議は、21世紀の特別支援教育の発展に多大なる貢献をされるものと期待しております。近年、特別支援学校、特別支援学級の在籍する自閉症の児童生徒の増加の一途を辿り、全体の40～60%を占める学校・学級が多く占めるようになっており、障害特性に基づく専門的な教育を必要としております。また、通常の学級に在籍する高機能自閉症をはじめ、発達障害の児童生徒は今後、その割合の増大が予想され、通常の学級での指導とともに障害特性を配慮した指

導・支援が必要とされております。
【自閉症をはじめとする発達障害児・者の教育現場】「特別支援教育の推進」が掲げられて数年になるが、学校現場における自閉症をはじめとする発達障害の子どもや親への受け入れの状況は殆ど変わっていないと思われる。①通常学級において、生活態度や授業への理解、参加が他児のペースに合わせ切れない状態を示すことへの「みとり」と「見立て」が障害がある子どもの立場にたったものになっていないし、将来に向かっての展望も持てない。

具体的には、提出物が出せない（不注意、指示理解の困難）、遅刻をしてしまう（生活リズムの不調、薬の影響）、他児とのトラブルが生じやすい。からかわれたり、善意であっても注意や追い立ての連続によりどうしても気持ちがい詰められやすく、手や足が出てしまったり、暴言

を吐いてしまう。教師との間でも同じ。②そのことについて、親との間での話し合いや親の相談への対応体制が弱い。親は一方的に責められたり、責められなくても、その子側からのとらえが出来ないままに、話をされることになりやすいため、家庭内で親が子を責め、親子関係の緊張を高めてしまうことになりやすかったり、反対に親の学校への不満や不信が強まり、親の不安定が家庭内に影響していくことにもなりやすい。

③実際に、学校に行けないで在宅生活が長期化、義務教育年齢であっても周囲から孤立が始まっている人が少なくない。とくに目立つことは、学校における暴力・暴言、破壊、異性とのトラブルなど、表面的なところでのやりとりで終始し、本人理解と対応や家族へのケアが具体化されず、誰もが介入できないままに、在宅生活が長期化している事例

が多い。④特別支援学校において、「自閉症教育」が強調されているにもかかわらず、自閉症の人たちの実態と対応についての考え方の基本を知らない教員、管理職があまりにも多い。本人や家族の生活状況にとどまらず、過去の生活歴など本人や家族支援において必要な情報をほとんど知らないままに支援している実態が多い。「個人情報云々」という理由をかかげているが、必要な実践的な対処検討をしていない。とくに自閉症の場合、対人関係（親子の関係も含めて）や社会性の育ちなどは、ライフステージを見通して長いスタンスでとらえ、今の支援方針を吟味すべきであるにもかかわらず、前記したように、学校教育関係者が、とくに成人期以降のこの人達の生活実態を知らないし、知る必要性を訴える人が少なすぎる。就労にしても施設利用にしても、卒後5年、10年、

15年経過した人たちの生活実態を知れば、自ずと自分たちの今なすべきことを考えるきっかけとなると思うが、そのようになっていない。社会に出たときに、「社会、とくに就労現場においてどういうことが排除される原因になりやすいのか」を実態を知るべき。特別支援教育をはじめ、教員育成のための研修企画が上記のような視点に立っておらず、目先の「評価・アセスメント」や「困った事態の対処法」のみに終始していることが多く、「人を育てる」視点がほとんど盛り込まれていない。また、自閉症児は視覚優位であるという点のみを強調しすぎ、人間全体としての言動に対して、偏った関わりをする傾向が生じたり、行動に関わる強制的な指導が行われ、聴覚の過敏さや人間からの圧力を過敏になりやすい点を見落としがちになってきている状況もある。この事は成人の

当事者発言において確認されてきている。基本的に、自閉症スペクトラムの特性としての社会化の遅れを取り上げ社会的スキル教育と称する教育は効果が無く、形式化された行動学習となって、逆に社会化の育成が制限されている。

さらに、教育現場において、「就労、社会的自立」を掲げたキャリア教育が行われようとしているが、卒後、福祉就労を含め社会に出た人が、どういうことで離職することになったのか、関係者は実態を知るべき。挨拶や身だしなみ、一定の生活リズムなどは確かに大切であるが、職場をはじめとする社会において排除の要因となるのは、「その大勢の人たちの常識や価値観になじめない、なじもうとしてもできない」という点である。

以上の教育現場を踏まえて、今回のインクルーシブ教育の検討に関し

て、基本的な方向の賛同するものの、発達障害就中自閉症スペクトラムの児童生徒への理解や専門的な教育・支援については、これまで十分蓄積されてきたとはいいがたいものがあり、制度改革を含め、改善を図ることを進められることが不可欠と考えております。

特に、インクルーシブ教育を推進される場合、まず両親など家族はもとより、幼少期の支援機関や施設（幼稚園、保育所、通所施設等）などとの密接な連絡から始めて、小・中学校の段階での推進が、小・中学校の期間の教育・支援の在り方に留まることなく、障害のある児童生徒の将来に渡る社会自立、社会参加を促進することに繋がる視点から検討していただけるようお願いしたいと考えます。特に、将来の就労、職業生活に繋がる教育や支援をインクルーシブ教育でどのように展開していく

かについても十分検討していただき、できるだけお願いしたいと考えます。

以下、提示された項目にそって具体的な意見について記載いたします。

1 インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について(1)②に対して「インクルーシブ教育システムの理念と方向性」について、特別委員会の意見に対して賛同し、その推進が図られることを期待し、関係機関としてもその推進の役割が必要だと考えます。(1)③に対して「連続性のある多様な学びの場を用意しておくこと」は、通常学級と分離しがちな現在の特別支援教育制度とは異なる自閉症スペクトラムの子ども達が学級の他の友達に受け入れられるような生活の場としての学級が形成され、その上で個別的な学習権を保障出来ると

いう専門性のある特別支援教育を提供することができ、本人や保護者のニーズに応じた教育が可能となり、このことは必要で、小学生、中学生の段階で終わるのではなく、高校生以降に引き継がれていく教育・支援が必要であると考えます。また、ニーズに応じて、学びの場が適宜変更できる弾力的な制度、運用であることが望まれるものと考えます。(2)

②③に対して共に学ぶことは望ましいことと考えられますが、そのためには、教育条件の改善が必要で、学級編成標準の引き下げ等の教職員の十分な配置がなされることが必要であると考えます。(2)④に対して「特別支援教育を発展させ、必要な制度改革を行う必要がある」とされており、自閉症、発達障害の児童生徒の増加の現状も踏まえ、障害特性やニーズに基づく教育・支援を実施するために、自閉症、発達障害の児童

生徒にとっての教育課程、指導内容、方法、指導体制等を含む、学校や学級の在り方を整えていく、特別支援教育の制度の改革の実現を図ることを望むものであります。(3)①に対して「今後、地域の学校に学籍を置くこと」「居住地校に副次的な学籍を置く取り組み」について、いずれも学校間のモデル事業だけではなく、地域社会の支える仕組みも考慮したモデル事業等を行い、成果を踏まえて課題を整理しながら、望ましい方向が具体化されるように図っていく必要があると考えます。(3)

③④に対して都道府県と市区町村の教育委員会の連携の円滑化を図る仕組みの検討は必要と考えます。交流の機会の増加も望ましいことと考えますが、都道府県が設置者となっている特別支援学校、区市町村が設置者となっている小中学校での交流がより促進するためには教育課程上の

改善や配慮等、都道府県、区市町村の教育委員会が積極的な促進策を講じていく必要があると考えます。また、地域の教育資源、社会資源の活用も図る必要から、交流や副籍等の推進のためには、各地域に関係機関が構成する、例えば、共生社会推進の連絡協議会等の設置により、学校間、個人と学校間での交流等に限るのではなく、地域で支え合うシステムの構築が必要であると考えます。

(3)⑤に対して障害のある児童生徒の自立、社会参加の促進のためには、小学校、中学校段階でのキャリア教育が必要で、特別支援学校で実施されている進路指導やキャリア教育と連携する必要もあり、また、中学校以降に特に必要とされる就労への取り組みと連動させながら、福祉、労働機関等の連携を図り、就労支援・生活支援の方向を持たせていく必要があると考えます。長期的には、

インクルーシブ教育と併せて、中学校、高等学校に在籍する障害のある生徒に対する将来の社会自立のための職業教育の方策として、現在実践されているキャリア教育の充実を拡充して、システムとして、他国で行われているキャリアトレーニングセンターのような本格的な職業教育の継続的な指導・支援が将来の社会参加を確実にするものとして必要な方策の検討が必要と考えます。

2 就学相談・就学先決定の在り方について

(2)①に対して 就学段階では、自閉症、発達障害のある児童生徒には、コミュニケーションのとり方や環境の変化の応じることの困難さを持っている場合も多く、どのような状態か、どのような支援が必要かを適切に判断し情報提供できる自閉症、発達障害の専門家が加わる必要があると考えます。(2)

③に対して「就学時に小学校6年間、中学校3年間の学びの場を決定するのではなく柔軟に転学できるようにすること」は重要なことであると考えます。定期的に適応の状況などにより検討することが必要で、それに応じて必要な指導体制の整備も十分図られることが必要とかがええます。また、必要な環境整備も同様に十分図られることが必要と考えます。(2)⑪に対して「本人・保護者の意見と行政の意見の一致しない場合」に「仲介者」による調整が挙げられ、新たなモデル事業として実施していくことが挙げられておりますが、このモデル事業を進めることで多様なニーズや状況に対して、調整の可能性が広がるようになることを期待したいと考えます。

3 インクルーシブ教育システムを推進するための人的・物的な環境整備について

(1) ①に対して「指導方法の充実、人的・物的な環境整備、教員の指導力の向上等を進める必要がある」ことは、重要なことであると考えます。少人数学級の実現に向けた取り組みが必要と考えます。(1) ②に対して 特別支援教室構想は、導入に向けて、課題を整理されるとともに、早急にモデル事業として取り組まることがその促進を進めるものと考えます。(2) ③に対して「今後、障害種別の内容を含めて一層の検討が必要」とあることから、自閉症、あるいは、発達障害をこれまでの視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5障害の種別に加えて、自閉症の障害特性等のニーズに応じた教育を図る必要もあるとして検討されることが望まれます。自閉症、発達障害の児童生徒の教育が特別支援学校、特別支援学級、通級における指導等では行われているもの

の、特別支援学校学習指導要領には知的障害の教育が示されており、自閉症、発達障害としての教育として取り上げられておらず、今後、十分機能するための制度改革を進めることにより、自閉症、発達障害の障害特性やニーズに応じた教育が本格的に実施されるものと考えられます。学習指導要領等に示されることが、通常の学級に在籍する自閉症、発達障害の児童生徒の教育の質的向上にも繋がるものと考えます。(2) ⑤に対して 特別支援学校の学習指導要領と通常が小中学校の学習指導要領の抜本的な検討により、一元化を計ることで、小学生、中学生等の段階で必要とされる教育を整理するとともに、障害のある児童生徒に必要な教育を整理し、通常の小中学校に在籍する障害のある児童生徒にニーズに応じた教育ができるようにしていくことが必要であると考えます。

○保育所、幼稚園、認定子ども園の機能を充実させ、一部は早期発見後の早期介入・早期療育部門で総合的支援体制を創設すべきである。これは、特別支援学校のセンター的機能以上の効果を期待できると思われる。それは、まだ発達に不安をもった初期の段階では、特別支援学校には保護者は相談をしづらく、児童相談所や発達支援センターも同様の気持ちを持つ事が多く、その点、幼児を扱う場の専門機関が、相談窓口を開けると参加しやすく適切である。又、保育所等は児童の遊びや生活に関しての支援スキルが豊富であり、発達に即した適切な支援が期待できる。その体制を整えるため、研修の整備と、担当職員の配備が必要である。更には、学校教育段階からのインクルージョン以前に幼時期から開始すべきと考えます。

4 教職員の確保及び専門性向上の

ための方策について

(1) ③に対して「特別支援学校としての障害種ごとの専門性を確保していくことを考慮」とされていますが、自閉症の児童生徒は多くは知的障害を主とした特別支援学校で知的障害教育がこれまで進められてきており、障害種ごとの専門性としては制度的にもまた実質的にも不十分な状態で今日までできています。各学校や各教師の研鑽や努力により専門性を発揮している場合はあるものの、制度として不備不十分で改善が求められると考えます。(1) ④に対して 特別支援教育コーディネーターの専門性を持った教員が配置され、センター的役割を小中学校の障害のある児童生徒の指導、専門情報提供、相談支援等が期待されていますが、個々の教員で専門性を有し発揮している例は多々あるものの、支援を必要とする自閉症、発達障害に

ついては、これまで特別支援学校においては、知的障害教育を中心に展開してきており、自閉症、発達障害の教育の専門性の蓄積は不十分であり、個人的な資質や努力によっている状態と考えられます。自閉症、発達障害の専門性が発揮できるような特別支援学校に自閉症の教育課程の検討を図り、学校内の教育の質的向上と同時に、小中学校等の支援の質的向上を図る方策を採られることが必要と考えます。

(2) ①について 特別支援教育の教員養成段階で、現行の障害種に限らず、自閉症、発達障害の専門性を有する教員養成を図る必要があると考えます。そのことにより、小学校、中学校に在籍する障害のある児童生徒への支援が本格的になり、充実するものと考えます。

(2) ④, ⑤, ⑦に対して 特別支援教育センターの充実が必要で

が、通常の小中学校等で支援を必要とされている自閉症や発達障害の支援の方法については、現状では、特別支援学校のセンター的機能の発揮は、不十分で、都道府県の特別支援教育センターの機能の拡充が求められると考えます。教育の専門性の向上やコーディネーターの育成の側面と同時に、センターが教育・支援の中核となるような体制が必要だと考えます。また、各地にある発達障害者支援センター等との連携を図り、組織的に対応していくことが必要だと考えます。

○幼保一元化にあたり以下の項目についても他の検討の中で活かしていただけたら幸いです。

早期介入に関して、自閉症を中核とする発達障害の早期発見・早期療育は今や急務の課題である。早期発見だけを重視して診断するだけで、その後の早期介入が不十分であるケー

スがある。

①1歳半、三歳児健診などでの早期発見後の医療的アプローチと教育・養育的アプローチを連携させ、家庭での養育方針への強力なサポート体制を目指さねばならない。特に、発達のひずみに気付き始めた保護者は、心理的に追い詰められ、子どもと共に楽しく・魅力的に育つと言うよりは、指導的、訓練的になりがちであり、子どもにとっては、窮屈と感じたり拒否したりの感情があらわになる。そして、二次障害三次障害へとつながっていく。それぞれのご家庭の素晴らしい育児文化を創造できるように支援する体制が必要である。

②脳の発達スケジュールと臨界期や教育活動などを総合的に研究することにより、脳の発達で感受性期とか臨界期と言われる特に成長する時期や領域、可塑性のある時期を失す

ることなく、改善のベクトルをあげるような手立てをこうじる事。そして幼稚園、保育所、認定子ども園など施設は、センター的機能を持つようにし、保護者の育児努力が実るよう多面的な支援する必要がある。

以上会長見解

■「特別支援教育の推進」が掲げられて数年になるが、学校現場における自閉症をはじめとする発達障害の子どもや親への受け入れの状況は殆ど変わっていないと思われる。

①通常学級において、生活態度や授業への理解、参加が他児のペースに合わせ切れない状態を示すことの「みとり」と「見立て」が障害がある子どもの立場にたったものになっていないし、将来に向かっての展望も持ていない。具体的には、
・提出物が出せない（不注意、指示理解の困難）、遅刻をしてしまう（生活リズムの不調、薬の影響、）。

・他児とのトラブルが生じやすい。からかわれたり、善意であっても注意や追い立ての連続によりどうしても気持ちが追い詰められやすく、手や足が出てしまったり、暴言を吐いてしまう。教師との間でも同じ。

②そのことについて、親との間での話し合いや親の相談への対応体制が弱い。親は一方的に責められたり、責められなくても、その子側からのとらえが出来ないままに、話をされることになりやすいため、家庭内で親が子を責め、親子関係の緊張を高めてしまうことになりやすかったり、反対に親の学校への不満や不信が強まり、親の不安定が家庭内に影響していくことにもなりやすい。

③実際に、学校に行けないで在宅生活が長期化、義務教育年齢であっても周囲から孤立が始まっている人が少なくない。

・とくに目立つことは、学校にお

ける暴力・暴言、破壊、異性とのトラブルなど、表面的なところでのやりとりで終始し、本人理解と対応や家族へのケアが具体化されず、誰もが介入できないままに、在宅生活が長期化している事例が多い。

④特別支援学校において、「自閉症教育」が強調されているにもかかわらず、自閉症の人たちの実態と対応についての考え方の基本を知らない教員、管理職があまりにも多い。

・本人や家族の生活状況にとどまらず、過去の生活歴など本人や家族支援において必要な情報をほとんど知らないままに支援している実態が多い。「個人情報云々」という理由をにかけているが、必要な実践的な対処検討をしていない。

・とくに自閉症の場合、対人関係（親子の関係も含めて）や社会性の育ちなどは、ライフステージを見通して長いスタンスでとらえ、今の支

援方針を吟味すべきであるにもかかわらず、前記したように、学校教育関係者が、とくに成人期以降のこの人達の生活実態を知らないし、知る必要性を訴える人が少なすぎる。就労にしても施設利用にしても、卒業5年、10年、15年経過した人たちの生活実態を知れば、自ずと自分たちの今なすべきことを考えるきっかけとなると思うが、そのようになっていない。社会に出たときに、「社会、とくに就労現場においてどういうことが排除される原因になりやすいのか」を実態を知るべき。

・特別支援教育をはじめ、教員育成のための研修企画が上記のような視点に立っておらず、目先の「評価・アセスメント」や「困った事態の対処法」のみに終始していることが多く、「人を育てる」視点がほとんど盛り込まれていない。また、自閉症児は視覚優位であるという点のみを

強調しすぎ、人間全体としての言動に対して、偏った関わりをする傾向が生じたり、行動に関わる強制的な指導が行われ、聴覚の過敏さや人間からの圧力を過敏になりやすい点を見落としがちになってきている状況もある。この事は成人の当事者発言において確認されてきている。

基本的に、自閉症スペクトラムの特性としての社会化の遅れを取り上げ社会的スキル教育と称する教育は効果が無く、形式化された行動学習となって、逆に社会化の育成が制限されている。

さらに、教育現場において、「就労、社会的自立」を掲げたキャリア教育が行われようとしているが、卒業、福祉就労を含め社会に出た人が、どういうことで離職することになったのか、関係者は実態を知るべき。挨拶や身だしなみ、一定の生活リズムなどは確かに大切であるが、職場を

はじめとする社会において排除の要因となるのは、「その大勢の人たちの常識や価値観になじめない、なじもうとしてもできない」という点である。

平成

22年度独立行政法人福祉医療機構助成事業「発達障害児者の権利擁護と生活支援環境整備事業」

保護者の為の自閉症理解と生活支援ワークショップ

自閉症として生まれてきた子供と楽しく過ごすために！

ちょっとした工夫をして、ちょっと考えかたを変えてみて・・・

自閉症の子どもをもつ親どうし、一緒に学びたいと 始めたワークショップ 全8回終了しました。

1. 6月10日(木) 自閉症って

何? 障害の内側から見た世界
2. 7月1日(木) 構造化って何? どうして必要なの?

宿題) 我が子、我が家の実態把握 (母が改めて観察! 母からみた子供は?)

3. 9月9日(木) 評価がどうして大切なのか?

宿題) 我が子、我が家の実態把握から 自信・自立心を育てる生活育児へ

4. 10月7日(木) こどもと会話がしたい! コミュニケーションについて(その1)

5. 11月4日(木) こどもから伝えてほしい! コミュニケーションについて(その2)

6. 12月2日(木) こまった行動 そうしたらいいから何故?

7. 1月13日(木) こまった行動 困っているのは誰?

サポートブック作成で子どもの内面

再確認

8 2月10日(木) サポートブック仕上げと1年のまとめ、Q&A

波 多野伸江先生を中心に 毎回それぞれのテーマで参加保護者さん個々の思いや意見を交換しました。自分の子どもの様子に添って、家庭でどのように接していけば良いか? 先生のお話や 他の保護者さんの意見、考え、体験を元に 思考錯誤の思いを宿題に 次のワークショップへと 回数を重ねました。最終、勉強会を始めた頃よりは 自分の子供の事が分かるようになったと確認しながら サポートブックを作成しました。波多野先生には いろいろなお話をありがとうございました。このような専門家の先生が道案内となって下さる保護者間での自主勉強会を 今後も続けていけたらと願っています。

NPO

日本ポテージ協会奈良

やまと支部主催 講演会のご案内

～障がい児の『就労』に向けて～

平素は当支部の活動に関しまして、月頃よりご理解とご協力を賜り有り難うございます。今年の大卒の就労は69.8%と戦後最低です。この現状をみると障がい者の労率は厳しいものがあると感ずります。

幼児・学齢期のころから「きっちりとした」子育てをしていくことで将来の子ども能力を習得することも多々あります。そこで、この「きっちりした」とは何か。養護学校の就労の先生や企業者の話を聞くことでヒントが得られるのではないのでしょうか。「就労」の話を知りたい機会です。是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

日 時:平成・23年2月25日(金曜日) 9時45分～11時30分

講演(9時30分より受け付け)

11時35分～12時30分 質疑応答 会場;奈良市生涯学習センター(視聴覚室)(〒630-8357奈良県奈良市杉ヶ町23番地 近鉄奈良駅から車で8分・JR奈良駅から車で2分) 無料駐車場12台あり満車の時は1分離れた有料駐車場をご利用ください。) 講師・題目①『就労先はどのように選択・決定するか～就労先の紹介と就労後の支援や成功・失敗例、障がい者の親に希望すること』9:45～10:30 奈良県立二階堂養護学校 高等部 就労担当 久保田善裕先生 ②『我が社で働く障がい者の現場の紹介と現状～企業側の障がい者のへの考え方、雇用条件(賃金・勤務時間・休憩など)、障がい者の親に希望すること』

10:30～11:30 立積住備工業株式会社 取締役 管理部長 森安英憲 様 ③『質疑応答』11:35～

12:30

●参加対象者: 幼児、小・中学生の保護者や関係者、興味のある方 ●定員 30名

●参加費: おひとり 500円

●申込み方法 FAXで2月23日までに申し込む。FAX 0743-74-4199

●託児あり。当日の連絡先: 受付担当(携帯090-5670-0711) NPO法人日本ポテージ協会奈良県やまと支部事務所 奈良県生駒市新生駒台6-31 電話& Fax 0743-74-4199

●参加申込み書内容: 氏名(ふりがな)・会員か非会員・こどもの学年歳・住所・電話番号・fax・職業・託児を希望の場合: 子どもの名前・歳。以上をFAXする。

中央

教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会における論点整理に向けた主な意見等

3. 特別支援教育を推進するための人的・物的な環境整備について

(1) 環境整備全般

○現在、小・中学校においては、発達障害の児童生徒に対する指導が課題になっているが、まだまだ人的整備が進んでいない状況である。

○特別支援教育は進んでいるが、ほとんどは各学校、教員の努力に頼っているが、人的整備を含めた様々な条件整備、現場での意識改革、教員の指導力の向上等を総合的に進める必要がある。

○具体的に地域の現場で実現していくには、基礎自治体の取組が大きく影響する。その際、教育委員会だけではなく、首長部局も重要。財政面

理するのはなかなか難しいかもしれないが、この点を踏まえて議論する必要がある。

○具体的な合理的配慮のイメージについて、より一層、この委員会を含めて提案していかないと、一部の教員や保護者、当事者が認識したとしても、まだ地域全体の理解のための啓発が必要である。

○具体的に合理的配慮を進めていく時の基準をどう示していけばいいのか。特別支援学校や特別支援学級という実践を踏まえて、それと同等が良いのか、違う形を提案していくのが良いのか。

○合理的配慮というのは社会モデルの考え方に基づいており、障害者の問題というのは、障害者が幾ら頑張っても頑張り切れない、社会の側の環境を変えていくことによって問題解決する、あるいは障害を削減できるということである。

を軽視してはいけない。

○特別支援学校では、地域とのかかわりも含めた個別の教育支援計画を作成・実践している。これをどう発展させていくかも、インクルーシブ教育システムを考える上では非常に重要なことと考える。

○特別支援教室構想は、現在、小・中学校において通級や特別支援学級の形で実施している特別支援教育について、障害のある児童・生徒の実態に応じて特別支援教育を担当する教員が柔軟に配置されるとともに、障害のある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けられるようにするものである。

○通学の利便性の向上のため、特別支援学校の分教室を設置し、特別支援教育の地域化を推進している都道府県もある。

○ハード面の整備だが、これはお金の問題が大変だが、逆に単純な問題である。より本質的な問題はソフト面であろう。ハード面ではなく、まず、ソフト面の議論をしないといけないと思う。

○障害種ごとに合理的配慮は大きく異なる。

○日本においては、高発生頻度障害(発生頻度が非常に高い障害)が通常学級の中であまり特定されないまま中に入れ込まれてしまっているのが問題。通常学級に既にいるたくさんの支援を必要としている子どもたちへの高発生頻度障害への配慮と、それから、盲・ろう、重度・重複等の低発生頻度障害(盲ろう、重度重複など)の専門性の養成及び維持については、別々な検討が必要なのではないか。英国や米国においては、分けて進められている。

(ソフト面)

(2) 合理的配慮

(合理的配慮全般)

○障害のある子どもを小・中学校で教育するための環境・施設・設備が整っていないければ、理念だけが先走ってしまいがちになり、現実的には子どもたちも教職員も、それぞれの子どもの能力を充分発達させていくことが難しくなる。

○合理的配慮の実施にあたっては、十分に環境が整い、制度設計が終わってからでないと、不十分なままでは、子ども達が不便な思いをすることになる。

○教育条件の整備と財政との関係は大きく、教育条件の整備のためには、財政的な裏付けが必要である。

○障害のある人、子どもに対しては、配慮しなければならないが、障害のない人、子どもたちの関係も考慮する必要がある。

○差別、間接差別、合理的配慮を整

○障害のある子ども、ない子どもと一緒に勉強する上で、垣根をなくすためのカリキュラムを含め、意識を変えていくためのカリキュラム作りが必要である。

○小・中学校で自立活動の指導を可能にするため、「特別な指導」の教育課程上の位置付けを明確にする学習指導要領の改訂が必要である。

○都道府県の実践例によれば、通常の学級で指導を行う場合、現行制度では、障害の重い児童生徒でも、通常の小・中学校の学習指導要領における教育課程を行う必要があり、重い知的障害の場合には、障害のない児童生徒の学習内容や学習活動と一体化した学習には困難さがあり、教育課程の編成が難しい。対象児の学年が上がるにつれて当該学年で求められる学習課題と対象児の理解力のレベルの差が開いていく傾向があり、とりわけ中学校段階では顕著に

なる。対象児の中には、小学校中学年あるいは中学校入学を機に特別支援学級への学籍移動や特別支援学校への転学を希望する例が見られ、その理由として、学習進路や学習内容への不適合が挙げられる。また、厳しい財政事情の中、学習支援室の設置や配置教員等の財源をどう確保するかが課題となっている。

○知的障害のある児童生徒への配慮事項として、一人一人の障害の状態等に合わせたきめ細かい「オーダーメイド」の教育課程が必要である。

○知的障害である子ども一人一人に応じた、その個性に応じた目標、内容、方法を設けることを可能とする教育課程が必要であり、教育課程編成自体が知的障害のある子どもにとって重要な合理的配慮の一つという認識ができるのではないか。

○教育現場の体制整備として、校長や教員のマネジメント能力の向上、

情報共有の制度化などが必要である。

○通常の小・中学校や高等学校で求められている特別支援教育は、特別支援学校の教育に準じた教育という考え方はもう通用しない。学習指導要領が改訂され、その中で通常の小・中学校においても、ニーズのある子どもについては個別の教育支援計画を作成して指導するようになっており、それらの指導の教育課程や内容については、小・中学校の学習指導要領に示されておらず、特別支援学校の学習指導要領を参考にしながら指導するとなっている。ところが、例えば発達障害、LD、ADHD、自閉症になると、特別支援学校には自閉症や発達障害という障害種別がないことから、そのための教育課程というのには示されていない。

○幼稚園では障害のある幼児が在籍しており、障害のない子とともに生

活を楽しんでいることが多く、時間、空間の区切りが緩やかで、子どもたちが受け入れられやすいし、一緒に学ぶ時間も多し。小・中学校では、一緒に学びつつも、場合により障害の種類や程度に応じて違う教育を考えつつ、バランスが大切と考えている。子どもの学びのスタイルの視点からも検討が必要。集団の中で何を学んでいるかについても焦点を当てて議論が進んでいけばと思う。

○就労との連携が教育現場には必要であり、子どもたちが達成感や成功体験を感じる上で、教室の現場だけではなく、クラブ活動、校外活動、交流授業が大変効果があると聞いている。

○教科書・教材については、教科書バリアフリー法ができて最初の一步として進められているが、今後どのような形で教材をどのような子どもたちに提供していくのか、検討して

いくことが必要である。

○合理的配慮については、日々の教育の場で提供するもののほか、全国で行われる共通試験を実施するときには提供するものを整理していくことが必要と思う。米国では、試験においては、その結果がその合理的配慮によって影響を受けてしまうことを避けるため、合理的配慮は、あくまで試験を受けることのアクセスを容易にするもので、試験のパフォーマンスのプラスにならないものとする必要があるとされている。

○英国では、学校についての差別禁止義務があり、障害のある子どもの入学に適切に対応しているか、停学や退学について障害であることを考慮しているか、あるいはその障害に対して合理的な手順を踏んだか、日常的な教育や関連サービスにおいてとった行動が差別になっていないか、といったことが問われる。ま

た、企画義務として、物理的な施設へのアクセスや情報をアクセシブルなフォーマットで障害のある生徒に提供すること、教育課程へのアクセスがあり、これらについては、一定の長い時間をかけて戦略的・計画的に進めている。

○知的障害を伴う自閉症の子どもが見通しを立てながら生活を送っていくためには、まず入れる情報の数を制限するというの、一番大切な合理的配慮ではないか。小学校、特に学級の中の環境というのは、自閉を伴う子どもにとって苦痛を伴うと言ってもおかしくないような、たくさん情報にあふれた環境になっており、ある程度情報が制御されたような状態を事前に整えなければいけない。

○国は、ろう学校教員が手話言語を習得し、指導するための教材を開発し、全てのろう学校に無償で配布す

ること、ろう学校教員の手話言語力、手話指導力及び学習指導力を習得するために研修制度を実施しその普及に努める必要がある。

(ハード面)

○通常の学級では介助員など様々な人材が必要になる。また、高学年になると全体での学習が難しくなってくる。

○安全管理や情報保障のための支援員の配置が必要である。

○支援員に加えて、巡回アドバイザーとして、小・中学校を巡回して指導する教員を配置している都道府県の例もある。

○教育現場の体制整備として、クールダウンスペースの設置、リレーションルームの設置、学習スタイルの多様化を踏まえた教科書・副教材の提供、情報保障としての図書室/図書館の充実、校外委嘱等アウトソーシングなどが必要である。

○指導と一体化させた教材教具の普及が必要である。

○環境整備については、特別支援学校の状況が大変厳しい。充実した特別支援教育を保護者が期待して、特別支援学校を希望する場合が増えてきている。

○肢体不自由や病弱のある児童生徒への配慮事項として、バリアフリー環境の整備、外部専門家と連携した専門的指導が必要である。また、医療的ケアを必要とする児童生徒については、安心して通学できる環境が整った特別支援学校でなければ生命の保障すらならず、濃厚な医療や全面的な介助が必要な児童生徒の教育の在り方については、現実を直視した合理的配慮の検討が必要である。

○重度心身障害児への適切な教育が行われるためには、学校での適切な空間的環境などの基礎的条件の整備、十分な知識と技量を持った教育

スタッフチームの配置・育成、看護師と教員が連携した学校における医療的ケアの実施体制の整備が必要である。

○重症心身障害児の教育上の配慮について、医療的に重度だから特別支援学校ではなくてはならないということではなく、通常の学校でも十分進められるべき。ただ、全国的に費用について制約がある中で、このような子どもたちが学校に通えるためにはシステムとして、いままでの体制で進められてきたことが継承されるべきである。

○視覚や聴覚に障害のある児童生徒への配慮事項として、点字・手話等のさまざまなコミュニケーション手段の保障及び早期からの教育、障害に配慮した学習環境の整備、同じ学習環境で学ぶための一定程度の集団の確保、専門的指導・支援のための設備・機器の整備が大切である。

○ろう児には集団性が担保されるろう学校が最も適した環境であり、ろう学校を制度的に整備することが必要である。そのためには、①集団生活における言語力及びコミュニケーション力を育成するシステム（教職員等の手話言語力、手話指導力、学科指導力の向上のための研修、評価など）、②インクルーシブ社会における個々の役割と活躍が期待され、自らの障害を認識するシステム（原則としてろう学校に主籍、地域の小・中学校に支援籍を置き地域の子どものとして学習するなど）、③地域社会とのネットワークを築き、地域社会に貢献し、インクルーシブ社会を推進するシステムの構築が必要である。

【3月号に続く】



サポートブック作成研修会のご案内

サポートブックとは

サポートブックは、障害のある人のための支援ツールとして、保護者が近く
にいないときに最低限の安全を守れるように、初めて接する人とよりよい コミュニケー
ションがとれるようにという保護者の願いのもとに、つくられ始めるようになりました。必要な個所を
必要なときに見て貰うことができるように、障害をもつ子どもの成長にあわせてバージョンアップを行い、
保護者がより最新のものへと管理しながら障害をもつ子どもと一緒に楽しみながら作成いたします。その活
用方法としては 本人活動の時のボランティアの方に、ショートステイ先の支援員やヘルパーさんに、また
幼稚園や学校の先生方に、さらに水泳などの習い事のインストラクターや おじいちゃん・おばあちゃん
や親戚の方へと 様々な用途に使用できます。

本人と周りの方々とのコミュニケーションを促進し 本人が地域で楽しく過ごすために その意義を理解
して頂き、有効に活用できるよう、保護者さんだけでなく 支援者の方のご参加も大歓迎です。

申込締切 各研修日の5日前 参加費 無料
問い合わせ先・申込先 TEL・FAX 0742-36-0205 asj_nara_oomiya@yahoo.co.jp

ふりがな	性別・年齢	会員の有無	支援者
名前	男・女 () 歳	会員 非会員	保護者

連絡先	TEL/FAX	mail (携帯可)
	所属先	
	希望の返信方法 FAX・メール*どちらかの方法のみでお願いいたします。 ☆希望者多数の場合は、他の研修場所への変更をお願いする場合があります。 ☆申し込み頂きましたら事前のアンケートお願い連絡します。 可能ならメール方法が有難いです。	

田原本町☆	1月20日(木) 10:00~12:30	奈良県心身障害者福祉センター講習室	10名
大和郡山市☆	1月24日(月) 10:00~13:00	やまと郡山城ホール 会議室	20名
大淀町 ☆	1月27日(木) 10:00~13:00	大淀町文化会館 会議室	15名
香芝市 ☆	2月 1日(火) 10:30~14:00	香芝市総合福祉センター 視聴覚室	20名
三郷町	2月17日(木) 10:00~13:00	三郷町コミュニティセンター 会議室	10名
橿原市	2月22日(火) 10:00~13:00	橿原ボランティア室 ミーティングルーム	6名
奈良市 ☆	3月 1日(火) 11:00~14:00	高橋ビル SKP 教室	5名
	3月 8日(火) 11:00~14:00		
奈良市	3月30日(水) 10:00~14:00	奈良県文化会館 集会室C	10名
↑希望会場 第1希望○ 会場までの地図が必要な方→		要・不要	(いずれかに○)

第2希望○ グループワーク形式で、サポートブックについて学び、実際に作成していきます。
☆印のある会場は、時間終了後も延長可能ですので、じっくり作成できます。

発行人：関西障害者定期刊行物協会
住所：〒543-0015
大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F
編集人：河村 舟二
定 価：100円

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎日発行